

第十三回 参議院建設委員会會議録第十四号

昭和二十七年三月十三日(木曜日)午前
十時三十二分開会

出席者は左の通り。

理事

赤木 正雄君

田中 一君

小川 久義君

委員

石川 榮一君

楠瀬 常雄君

深水 六郎君

徳川 宗敬君

前田 綱君

三輪 貞治君

東 隆君

委員外議員

秋山俊一郎君

國務大臣

建設大臣 野田 卯一君

政府委員

特別調達庁長官 根道 廣吉君

特別調達庁
管理部長

長岡 伊八君

事務局側

常任委員 武井 篤君

常任委員 菊池 璋三君

常任委員 会専門員 勝彦君

説明員

建設省地理
調査所長

武藤 勝彦君

本日の會議に付した事件

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令
令に關する件に基く建設省關係命令

の措置に關する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く特別調達庁關係
諸命令の廢止に關する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○米海軍接收に伴う補償の請願(第五
三五号)

○東京都京橋商業高等學校接收校舎返
還に關する請願(第五三九号)

○東京都月島第三小學校接收校舎返還
に關する請願(第五四〇号)

○東京都月島第三小學校接收校舎返還
に關する陳情(第三九六号)

○横浜市の接收解除に關する陳情(第
二五四号)(第二七六号)(第三九五
号)

○商船大學東京分校接收校舎返還等に
關する陳情(第四四四号)

○理事(小川久義君) 只今から建設委
員會を開会いたします。

先ず前回に引続きまして、ボツダム
宣言の受諾に伴い発する命令に關する
件に基く建設省關係命令の措置に關する
法律案を議題といたします。御質疑
の残つておるかたは順次御発言を願ひ
ます。今日は田中委員の要求もありま
したので、建設大臣がお見えになりま
したから、大臣に対する質疑がありま
したら……。

○田中一君 どちらですか。

○理事(小川久義君) 建設省のが先で
す。

○田中一君 私はこの法律案に対して

前回の委員会で疑点、或いはこの法令
の存続に對して質疑を盡したわけなの
であります。この際当面の責任を持
つていらつしやる建設大臣からはつき
りした……我々が審議の過程において
論議されたことについて政府委員はこ
れを変更するといふような意向を洩ら
しておられますから、今日は大臣からは
つきりとその点を確認して頂きたいと
思います。その意味でこの法律案が、
占領中であつた政令そのものが又法律
化されて、完全独立後もこれをこのま
ま使用といふ点について、大臣もそう
いうことが完全なる独立国としての姿
じやないといふ点から見まして、大臣
がどうされるか、完全なる独立後には
どうされるか、それまでにどういう措
置をとられるかといふ点について御意
見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 私はこの空
中写真は進駐軍におきまして数十億の
巨費を投じて作製したものであり、こ
れはアメリカ政府の所有に属するもの
と思ひます。従いまして、これの處理
につきましては、いさ／＼なまあ制約
を受けているといふことに相成るので
あります。將來の方向といたしまして
は、私はこれは私の希望であります
が、これをもらいたいと思ひます。こ
れをもらいまして、日本の政府の所有
物にいたしたいといふふうに考えてお
ります。若しそれができず際には、
当然それに伴ひましていさ／＼と他の
法令との關係とか、或いはその他の諸
般の事項を十分検討いたしまして、必

要なる改正をいたしたいといふふう
に考えております。

○田中一君 今の大臣の御答弁を聞き
ますと、これが全部日本が譲渡を受け
なければ、この法案はこのまま存続さ
せるといふような御意思のようによい
ましたが、たとえこのままの形で貸與
されておる状態においても、この政令
は完全独立後の国民におけるところの
制約と言ひますかはおのづから變つて
来ると思ひます。今お話のようによい
の政令そのものを法律化してそれを殘
すといふ御意思か、或いは貸與されて
おる間においても關係方面と折衝をし
て、こうした意味の制約を緩和する、
少くとも完全独立国家としての立法、
法律といふように変えるかどうかとい
ふような問題をもう一遍伺いたいと思
ひます。

○國務大臣(野田卯一君) その点は今
後他の法令もたくさんいさ／＼な法令
があるわけでございします。そういうも
のと見合つて慎重に考究したいと思
ひます。

○田中一君 先般の、前回の委員会に
おいてこの委員会としてこういうもの
をこのまま存続させるといふことに對
する委員会の意思を一つきめて、關係
方面にもその旨申入れしようじやない
かといふような点も露議的に出たので
あります。従つてそのいさ／＼の委員會
の審議の過程におけるところの意思を
或いはこの地理調査所のほうのかたが
關係方面と折衝したかどうか。これは
まあ全然ここで決議をしたのじやござ

いませんですが、そういうような調整
と言ひますか、申入れをしたかどうか
か。したならばそれはどういふ程度に
なつておるか。こういう点について所
長が見えておるようですから、所長か
ら御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(武藤勝彦君) 速記をちよつ
と……。

○理事(小川久義君) 速記をとめ
て……。

午前十一時三十八分速記中止

午前十一時九分速記開始

○理事(小川久義君) 速記を始めて。
只今審議中の法案に對しましては、
次回に又御審議をお願いすることに
いたします。

○理事(小川久義君) 今度は特別關係
の法律の審議を願ひたいと思ひます。
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に關する件に基く特別調達庁關係諸命
令の廢止に關する法律案の御審議を願
ひます。御質疑のおありのかたは順次
御発言を願ひます。

○田中一君 この問題につきまして
は、前回においても十分審議を盡し
たのでありますから、この際質疑を打
切つて、討論採決しては如何かと思
ひますので、動議を提出します。

○理事(小川久義君) 只今田中君から
の動議は、質疑も盡きたようだし、直
ちに討論採決に入つたらどうかとい
ふことですが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(小川久義君) それでは異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見がありましたら、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○三輪貞治君 私はこのボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基きまして、特別調達庁関係の諸命令を廃止することについては賛成であります。併しながら問題はこの議和の効力発生後なお九十日間効力があるわけでありまして、過去においてこの要求物資使用命令、土地工作物使用命令に基いて要求物資の収用、又は土地工作物の使用がなされた例はないように承わっております。従って、相

当農地の使用等について地方において紛争が起つておる実例も聞いておるわけでありまして、或る場合においては四千町歩に及ぶ一カ所の集団的な土地を収用するというので、それが問題になつておる。そういう場合にこの効力発生後九十日間の間にこの土地工作物使用命令に基いて土地が収用される、こういうようなことがないようにという希望を附しまして、この政令の廃止されることについては賛成であります。

○理事(小川久義君) ほかに御発言はありませんか。

○理事(小川久義君) それでは引続きまして、請願、陳情の御審議を願いたいと思ひます。

先ず第五百三十五号、米海軍接収に

伴う補償の請願、紹介議員の秋山さんから提案理由の説明をお願いします。

○委員外議員(秋山俊一郎君) この米海軍火薬庫地帯として接収されることになつております問題は、長崎県東彼

岸郡江上村の地区でございます。江上村長竹内繁三郎は一名からの請願でございまして、今度の占領軍の火薬庫地帯に指定されておられます江上村の安久ノ浦、牛ノ浦両地区の約六十万坪ばかりに当る地域でございます。この地域は元日本の海軍が買上げまして使用しておつたものであります。終戦後二十二年、三年頃からこれを逐次農地として扱ひ下されまして、そうして土地の人々がそれ／＼買下を受けまして、個人所有になつておるものであります。昨年の五月中旬頃に突如とい

つて、特別調達庁の係官から現地の接収に対する予備調査が始められまして、これに驚いた当局は部落のい

ふな陳情に基きまして、それ／＼の關係の方面にお願いを申し上げましたところ、現地の司令官の温情ある措置によりまして、実際に二万坪、十八カ所ぐらゐが接収されるということになつておりました。その後だん／＼と増加いたしました。今申し上げましたような六十万坪の地域を接収するといふようなことになつておるのでござい

ます。この六十万坪の土地は本村の面積に比較いたしますと、二割に当る面積になります。小さい村であります。この海軍が元使用しておりました場所を扱ひ下して、非常に荒廃しておつたものを非常に苦心を払つて六カ年間かかつてようやく農耕地にし、或いは住宅を営み、又工場等を作つて

する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

○理事(小川久義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四條によりまして、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨及び表決の結果を報告することとして承認を願うことに異議ございませんか。

○理事(小川久義君) 異議ないと思ひます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

田中 一 三輪 貞治
前田 稔 楠瀬 常猪
深水 六郎 徳川 宗敬
石川 榮一 赤木 正雄
東 隆

○理事(小川久義君) 署名洩れはございませんか。署名洩れはないと認め

ます。

○理事(小川久義君) それでは引続きまして、請願、陳情の御審議を願ひたいと思ひます。

先ず第五百三十五号、米海軍接収に

伴う補償の請願、紹介議員の秋山さん

から提案理由の説明をお願いします。

○委員外議員(秋山俊一郎君) この米海軍火薬庫地帯として接収されることになつております問題は、長崎県東彼

岸郡江上村の地区でございます。江上村長竹内繁三郎は一名からの請願でございまして、今度の占領軍の火薬庫地帯に指定されておられます江上村の安久ノ浦、牛ノ浦両地区の約六十万坪ばかりに当る地域でございます。この地域は元日本の海軍が買上げまして使用しておつたものであります。終戦後二十二年、三年頃からこれを逐次農地として扱ひ下されまして、そうして土地の人々がそれ／＼買下を受けまして、個人所有になつておるものであります。昨年の五月中旬頃に突如とい

つて、特別調達庁の係官から現地の接収に対する予備調査が始められまして、これに驚いた当局は部落のい

ふな陳情に基きまして、それ／＼の關係の方面にお願いを申し上げましたところ、現地の司令官の温情ある措置によりまして、実際に二万坪、十八カ所ぐらゐが接収されるということになつておりました。その後だん／＼と増加いたしました。今申し上げましたような六十万坪の地域を接収するといふようなことになつておるのでござい

ます。この六十万坪の土地は本村の面積に比較いたしますと、二割に当る面積になります。小さい村であります。この海軍が元使用しておりました場所を扱ひ下して、非常に荒廃しておつたものを非常に苦心を払つて六カ年間かかつてようやく農耕地にし、或いは住宅を営み、又工場等を作つて

どうやら生活が立ち始めたところにこの接収という問題が起りまして、非常に住民が困つておるわけでありまして、併し今日の世界情勢から見ま

して、これを阻止することは到底できな

いから、これは誠に止むを得ないけれ

ども、今日のこの特別調達庁の接収等

の措置は誠に苛酷なものでありま

す。今申し上げましたような非常な困難

と闘つて、このうちには引揚者も相当

いるのであります。ようやく生計を

営めるようになったところを追い出さ

れるということは、誠に、本当に死活

の問題になつて来るわけでありま

す。これを何とか救済して頂きたいとい

うのがこのお願いの趣旨なんです。あり

ます。これをかいつまんでお願いの要旨

を申し上げますと、この接収は現在の特

別調達庁の行き方で行きますという

償なのであります。而もこれが使用と

いうことになり、買収でないというこ

とになりまして、更に僅かなものにな

つて参りますと、住民の今後の生計上

に非常に困るのであります。どこまで

もこれを今度の行政協定に基いて処理

して頂きたいというのが一点。それから今申しました借上げでなくて、これを

買上げてもらいたいのというのが第二

点であります。それから第三点には、算定の基礎は、払下価格、又は固定賃

産賃価格によらずに、時価で以て買収

してもらいたいの。第四点に、一般の補

償率の標準を拡大してもらいたいの。うのがこの請願の要旨なのであります。

ここに住んでおります世帯数は八十四世帯でございまして、そうしてその住民の数が三百三十六名でございま

す。更に又この地域に住んではおりま

せんが、地域外でこの区域の中に耕地

を持つて農作をしております住民が

六十七世帯もおるといふような相当村

としては、先般村長及び村会議長が

上京いたしまして、各方面にお願いを

申上げておるわけでありまして、以上

申上げましたような状態で、非常に貧

乏な村であります上に、こういうこ

では、軍がこれを補償いたしませんの
で、地元から却つてむしる接収区域を
広めてもらつたほうが得ではないか、
僅かだといふながら補償金をもらつた
ほうが得ではないかといふような議論
も出まして、実はその態度が容易にき
まらなかつたために、折衝上ちよつと
戸惑いをしたといふような関係も生じ
たのであります。そこをいましてお
りますうちに、御承知の行政協定がで
きましたので、本件に限りませう今後
は向うの只今までやつておりますPD
によつて接収することはしない、合同
委員会にかけて審議をした上でこれは
取るということに相成つておりますの
で、私のほうといたしましては、土
地の詳細を記述をいたしましたものは
出してあるかと思ひますが、いきなり
向うから現在の組織で接収されること
はないように心得ております。従いま
して、本件は只今作業をいたしており
ます予備作業班にも十分御請願の意思
を伝えまして、合同委員会でも十分練
つて頂いて、接収区域の面積を狭めると
か、でき得れば地所を変えるところとい
つたようなことを十分合同委員会方面
に伝えて処理いたしたいと考えており
ます。なお万止むを得るとき接収い
たします補償につきましては、いつも
問題になるのであります、特調のや
つてゐることは非常に安い、ただ取上
げだといふふうに響きますのは、実は
土地收用法とこれまでの措置は違いま
して、借上げ措置でございますので、
借上げますときには、離作料なり立毛
料は払つております。なお引越料も出
してありますが、土地そのものの借上
げといふので年々地代を払いまして措
置いたしております関係で、非常に安

く見えるのでございますが、今後の措
置については、先般も本委員会でお答
えいたしました通りに、所有者の権利
擁護という点と條約上の義務の履行と
いう点を両々相考えまして、公正妥當
な方法を講じたいと思つております
ので、予算の許します限り御希望のよ
うな措置をとりたいと考えるわけであ
ります。

○田中一君 これは今特調の御答弁も
ありまして、請願者の意図といふもの
もそこにあると考えますので、採択を
願ひたいと思ひますが、どうですか。
○理事(小川久義君) 採択に御異議あ
りませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) 異議なしと認め
ます。採択いたします。

○田中一君 次は第五百三十九号、東京都京橋商
業高等学校校接収校舎返還に関する請願
を議題にいたします。
○田中一君 この件も同じような意味
の請願ですが、これも特調の今の御答
弁に含まれておると思ひますが……。
○政府委員(長岡伊八君) この学校の
問題につきましては、アメリカ側でも
優先的に早く返すということを先般
発表いたしましたような次第でござい
まして、学校の返還することは殆んど見
込みが立ちました次第でございませ
うが、実際に個々の学校、どの学校は
いつ返るのかといふことは、先方の引越
します関係もございまして、今後只
今申上げました作業班なり合同委員会
で十分練りまして、成るべく早い機会
に空けてもらふように取計らいた、い
かように考えております。
○理事(小川久義君) では採択に御異
議ありませんでか。

○田中一君 次は陳情第三百九十六号、
陳情第三百九十六号は今の五百四十号と内容は全
く同じであります。
○理事(小川久義君) 今専門員から申
しました陳情三百九十六号は、請願の
中にある学校と同じ学校でありますの
で、これも採択に決したいと思ひま
す。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択い
たします。
○田中一君 次は陳情二百五十四号、二百七十六
号、三百九十五号は大体願意が同様で
なからうかと思ひますので、一括御審
議を願ひます。
○政府委員(長岡伊八君) 請願の趣旨
は誠に御尤もだと思ふのであります
が、これも只今申上げました合同委員
会で決定される問題かと思ひます。実
は先般横浜に参りまして、実際の状況
も見たのであります、横浜としては
或いは現在接収されておりますものを
全部一括返してもらいたいといふよ
うな御希望が強いかと存するのであり
ますが、その点につきましては、今後
の交渉と申します、合同委員会のほ
うの審議に待ちまさんと、或いは個々
に解除されるという段階になりはしな
いかと思つております。請願の御趣旨
は了承いたします。

○理事(小川久義君) それでは三案共
に採択するに御異議ございせんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択と
決します。
○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

○田中一君 次は陳情四百六十四号、商船大学東
京分校校接収校舎返還等に関する陳情、
これも願意は大体同様と思ひますの
で、採択に決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○田中一君 「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小川久義君) それでは採択に
決します。

とですが、これは補償に関する調査査定業務の進捗はなか／＼速かには参りかねる面もあると思いますが、解除そのものが場合によつては相当多数一時に出て来ることもあると思いますが、やはり軍のほうにおいて部隊その他の司令部等の移転して行く順序が自然にありますから、やはり空けてもらつて返して行くというに相当段階と時期を要するだらうと思ひます。その間に三月月なり半年なりという、或いは又九月月なりという時間が現実にかつて行くだらうと思ひます。そういうことは段階的に私はあるものと見て、その間に現在の手を以て最大限に働いて速かに処置する。それから予算面として恐らく足らんという場合があるかも知れんと思ひます。それは大蔵省においても考へてゐることと思ひます。が、苦しい足らん場合には何らかの方法で追加予算的な措置でもとらねばならんと、その事態によつて私は考へなければならんと思ひます。又それには多少の時期もあることだらうと思ひます。又国会にお諮りする余裕も何回かその間には来るのじやないかと考へておられます。

○田中一君 外務省発表の物件だけを調べてみても、相当な金額に上ると思ふのです。これは大体無論管理部長がその辺抜け目なくこの物件一つ一つに対して推定されるものの予算は数字は大体お持ちだと思ひます。それと今回の一斉開放という点と部長の見解はどうですか、現在持つてゐる予算で足りるとおつしやるのですか、足りないとおつしやるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 先ほど申しました予算の許す範囲においてということを申し上げましたのは、実は先ほど請願になりました新たに接収いたしました場合の補償の問題がござります。これは接収の当初に払わなければならぬものでありまして、今後の接収という問題になりますと、その基準を何か変えなければいけません。この点は大蔵省を考へておりますので、この点は接収の他関係省と打合せしておりますので、その意味におきまして、どこまでこれができるかという意味で予算の許す範囲というものを申し上げたのであります。解除になりました場合の補償につきましては、いろいろ家がいたんでありますし、これに対する補償の問題は、今日までは、只今長官が御説明申上げました通りに非常な手を食ひます。関係上、予算がこなし切れぬ場合も実は出て来たのであります。これは繰越しまして補償いたしております。従いまして、只今のところではすぐさま予算がなくて行詰るということは想像できませんけれども、これは返し方が非常に一度にたくさん返つて来る、而かもこれは解除になつてみませんとわかりませんが、一体どの程度まで補償しなされるのか、解除になつてみませんとそれのいたみ具合もわかりませんし、その金額の点が恐らく見当が付かぬものでありますから、今直ちに計算のできましたものまで払えんというようになつては、かように考へております。

○田中一君 原形復旧という原則で以て補償を考へておられるのか、その点はどうかでございますか。

○政府委員(長岡伊八君) 原則といたしましては、原状回復ということをお認めしております。と申しますのは、中には手を入れましてむしろよくなつております。そういう点まで又元の通りに直すというところは財政的に見ましても損でございますから、一応価値減の点を見まして、そうして価値増と比較いたしまして、プラス・マイナス減が多いか増が多いかということで補償をいたしております。

○田中一君 それは了解しますが、例えば自分の所には煙突なんか要らないというやつも庭に大きな煙突を立てられた。これはあなたのほうでおつしやる価値増なんですか。ところが自分のほうではそういう物は使わないのだ、煙房なんかあつても維持費がないから困るのだ、価値増であつても元の持主はそれは困るのだという場合に価値増と見るか、或いは撤去して原形を復旧して返すか、そういう点はどういう御見解ですか。

○政府委員(長岡伊八君) 实例を申し上げましたほうが一番早わかりがするかと思ひますが、実はホテルが解除になりました。これに対する補償をいたしますときに、接収いたしますと同時に軍は山の上から引いておりました水の管を大きなものに付け換へたのであります。百姓のほうに行つておりました水をためてしまひまして、ホテルの設備を拡大いたしまして、その水を全部引くことにいたしました。ところが、これが解除になりました。只今お話を付けたのでありますから価値増でございます。ところがホテルのほうから申しますと、そのような大きな管を付けてもらふ必要は毛頭ないのだと、解除になつたら百姓のほうにも水を分けなければならぬし、而もこの管が水が一

ばい通らん関係上却つて迷惑至極なんだと、管は余計いたむ、いたんだときに修理するのには小さいパイプを持つて行つたのでは修理できないから、これは価値増と見ることが無理だ、こういう主張が出て参ります。かような場合には実は価値増と見ておりません。よく話の出ます五右衛門風呂をバスにいたしますと、まさに価値増であります。併し住む人はこれでは困ると、こういうものは個々のケースにつきましても見ないとはつきりいたしたことは申上げられませんが、余り厳格な価値増だということの言へん場合が生じて来るかと思ひます。この点につきましては、あとで会計検査院その他から相当やかましいお叱りを受けるような問題が起きねばいいかと考へております。が、補償いたしますにつきましては、従来非常な御迷惑をかけたという点も考慮に入れます。成るべく損害を興えないようにという心掛けでやらしております。

○田中一君 原形復旧を要求された場合には、それを控へたいですか。それともそれは補償金で金銭支払をするか。どういふ御処置をとりますか。

○政府委員(長岡伊八君) 只今では金銭補償をいたしております。

○赤木正雄君 ちよつとお伺ひしたいのですが、佐世保その他の農地を進駐軍のほうで大方再接収と申しますか、今後の軍事関係から取りつづめる、こういうことを聞いておりますが、行政協定の結果、又これに関連するいろいろな決まりができましたら、今進駐軍のほうに接収しておるものを或いは返すべき段階に進むだらうと、こういうことも又一面から岡崎国務大臣

などから聞いておるのですが、これに対する御意見はどうなんでしょうか。

○政府委員(長岡伊八君) 佐世保の問題につきましては、先ほど請願もございまして、先ほどの次第でございまして、今後の合同委員会にかけまして、十分審議して措置いたしたいと、こういうふうに考へております。が、實際問題といたしましては、従来の接収は進駐軍に提供したものでございまして、一応ここで觀念的には切られる関係でございますけれども、實際問題といたしまして、續けて使われるものが出て来ることは想像をいたしております。が、これに対する措置と申します。が、補償の問題につきましては、先刻も申し上げました通りに、関係省とも十分協議いたしまして、成るべく御損害をかけないように措置いたしたいと考へております。

○赤木正雄君 佐世保の問題はわかりましたが、その他農耕地に關してやはり同じような処置を現在とりつづめるというのを聞いております。これも合同委員会の結果、或いは向うの專用に帰さないで当然返還されるべきものがありやせんかと、合同委員会が起ればその際に又今申す通りに譲せられうほうを接収しておいたほうが将来の合同委員会で議する場合にも都合がよいというふうな観点から農地その他を接収しておる、こういう事実があるかないかを承りたい。

○政府委員(根道廣吉君) 只今おつしやいました事例は直接には感じておりません。全般的な問題といたしまして、接収されておるものに、政府所有であり、個人所有であり、いろいろあ

ります。それらのものにつきましまして、今後駐留軍として引續いて使用するかどうかということにつきましては、いろいろの種類の別に分けて、それ／＼検討を始めたばかりでございます。勿論これにつきましましては、米軍側からどういふものが今後使われていたいのだということの向うの要望をこちらが見なければなりません。またその段階に至っておりませんが、申すまでもなくこれが示されることに相成ると考えております。それを一つ／＼今の予備作業班において審査いたしまして、日本としてどの程度困難かというところを合同委員会が正式にできまうまで準備を整えて、そうしてそれができるだけ早く返すことを決定すると、こういうような心構えで今動いておるわけでありませう。

○赤木正雄君　そういたしますと、現在の進駐軍、後に駐留軍になります。が、現在の進駐軍が駐留軍になった場合に、すべての役に立つために、そういう方面だけでこういう土地、こういう家屋を使いたい、それらの点を向うが調査をしてみまして、その結果を合同委員会にかけて、日本政府がこれでは困ると言つた場合に、その結果が左右されるのか。日本政府としては全然これに關係しないで、現在の段階では進駐軍が一方的にこれを調査しておるのですか。

○政府委員（根道廣吉君）　只今のお話は、何分にも駐留軍として必要であるという程度がわかりませなければ、無駄なものをごちやうと出すわけに行きません。向うとして／＼な必要な諸条件があることと思ひますので、そういうことについて向うが、どこが

要るんだ、どこも要らなければ出す必要もないのであります。それをまあ全部に亘つて一緒に調べるということでありませう。又日本側といたしましては、私有財産などでありませうなら、不動産などでありませうならば、一々返還の解除申請が出ておるから、そういうものは皆個々に出ておるから、これは使つてと言つても考え直せというようなことは個々に出ておるわけでありませう。又固有のものにいたしましては、港灣施設、或いはそれに属する施設というやうなものは向うがこれを使つておる。日本側としてはこういうものはできるだけ返してくれということとは勿論申しておるわけでありませう。併しなから現実の具体的問題として、向うとしてどう言ふのかということがわからなければ、それに關して特殊な具體的の議論はできかねる。これは私たちが向うから早く本當にどうしても要るんだというものを渡してもらつて、速かに入手してみなければ我々がどうして意見は言えないのではないかと、特別の立場からはそう言つておるわけでありませう。

○赤木正雄君　もう一言、今まで進駐した土地のために家屋、或いは／＼の土地を向うは使つておりますが、今まで使つていた以上の土地を向うで調査しているものがあるかないか。

○政府委員（長岡伊八君）　先ほどもちよつと触れましたが、行政協定のできまう前に、従来のやり方によりまして接收されるのではないかと思ふ事件はあつたのでございませう。と申しますのは、先ほど話の出ました佐世保の問題にいたしまして、軍のはうでその土地の状況なり所有者の關係とかいふものを書いて出すように要求いたして参りまして、私のはうで出したものはございませうけれども、現在では従来のやり方で接收することはやめる。今後は合同委員会にかけて使ふものは使ふやうにするということに相成つておりますので、現在向うだけが勝手に調査しているものがあるようには考えておりませう。これは詳細はわかりませうけれども、現在ではさうな問題は先ずないのでないかと考えております。

○赤木正雄君　もう一つ、東京都内、その他進駐している都市では大分民家を接收してありますが、仮に東京都におきましても、今度は元の陸軍省が向うの本部になつてしまふ。従つて立川その他に分散することに新聞にはありますが、その結果は新聞ではまあ三分の一ぐらゐの住宅は返し得るところにふうに言つておりますが、大体さういふふうのお見込でありますか。或いは大部分の住家を日本に返す方針か。或いは返すにいたしまして向うの住宅ができるまでは返さないで、できた方返す方針か。或いはいつまでも向うが或る一部の個人住宅は持つてゐる方針か。その点ははつきりいたしませんで

すか。

○政府委員（長岡伊八君）　個人住宅の問題につきましては、只今までわかつておりますところでは、作業班で今後分科会のようなものを作りまして審議するやうに承知しております。大体向うは返す方針でゐるということも明らかでございませう。ただ實際問題にいたしまして、引越します場所がございせんといふ引越しができないのであります。それから殊に進駐軍といたしまして接

収いたしておりますけれども、その中には従来外国のミツシヨンの入つておつたやうなものもありません。これらにつきましては、すでに先方條約の発効の日までに引渡すやうなという指令も出てゐるやうに聞いております。これらの問題につきましては、今後明け渡したものにございましては、所有者と、或いはこれまで借りて入つておりました者と個々の折衝になるのではないかと想像いたしております。

○赤木正雄君　これは少し的外れの質問かと思ひますが、御参考にお意見を伺いたしたいのであります。仮に講和ができました場合に、ソヴィエトの大使館、これは一体どういふやうな形になりますか。

○政府委員（長岡伊八君）　この問題は実は特調からお答えいたすのはちよつと外れます問題で、これは外務省にお聞きを願ひたい問題であります。（笑）

○赤木正雄君　おわかりにならなければよろしうございませう。いづれ又聞くときもあると思ひます。

○理事（小川久義君）　本日はこれを以て散會いたします。

午前十一時五十七分散會

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、屋外広告物法の一部を改正する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律案

屋外広告物法（昭和二十四年法律

第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号を次のように改める。

二、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五十條第一項の規定により指定された住居専用地区又は同法第六十八條第一項の規定により指定された美觀地区。

第四條第一項第四号を次のように改める。

四、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域。

第七條に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行ひ、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。但し、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、條例で定めるところにより、相當の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならぬ。

第七條の次に次の一條を加える。

（都道府県知事の事務の委任）

第七條の二 都道府県知事は、この法律又はこの法律に基く條例で定

める都道府県知事の事務の一部を
市町村長に委任することができ
る。

第八條中「都道府県知事の処分」
を「都道府県知事又は市町村長の処
分」に改め、「当該」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和二十七年三月十九日印刷

昭和二十七年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所